毎週火・金曜日発行

秋田県公報

目　次　　ページ

規　則
○秋田県消防団員等賞じゅつ金支給条例施行規則の一部を改正する規則（二六・総合防災課）……1
○秋田県県税条例施行規則の一部を改正する規則（二七・税務課）……1
訓　令
○秋田県公印取扱規程の一部を改正する訓令（二・総務課）…2

規　則

秋田県消防団員等賞じゅつ金支給条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成十九年三月三十日

秋田県知事　寺　田　典　城

秋田県規則第二十六号

秋田県消防団員等賞じゅつ金支給条例施行規則の一部を改正する規則

秋田県消防団員等賞じゅつ金支給条例施行規則（昭和四十四年秋田県規則第十七号）の一部を次のように改正する。

第四条第一項中「すみやかに」を「速やかに別に定める様式による」に改め、「（様式第一号）」を削り、「の各号に定める」を「に掲げる」に改め、同項第一号を次のように改める。

一　別に定める様式による功績調書

第四条第二項中「書類に」を「賞じゅつ金給付内申書に」に改める。

第六条第二項中「者は、」の下に「別に定める様式による」を加え、「（様式第三号）」を削る。

別表第二の表中「障害の等級」を「障害等級」に改め、同表の備考を次のように改める。

備考

一　障害等級は、非常勤消防団員等に係る損害補償の支給等に関する省令（平成十八年総務省令第百十号。以下「省令」という。）別表第二に定める障害等級のとおりとする。

二　障害等級及び金額の決定については、非常勤消防団員等に係る損害補償の基準を定める政令（昭和三十一年政令第三百三十五号）第六条第五項から第八項（第六項第一号を除く。）まで及び省令第三条第二項の規定の例による。

様式第一号から様式第三号までを削る。

附　則

この規則は、公布の日から施行する。

秋田県県税条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成十九年三月三十日

秋田県知事　寺　田　典　城

秋田県規則第二十七号

秋田県県税条例施行規則の一部を改正する規則

秋田県県税条例施行規則（昭和三十九年秋田県規則第十五号）の一部を次のように改正する。

第二条第一項中「吏員の」を「職員の」に改め、同条第三項中「吏員」を「職員」に改める。

第三条第一項中「吏員を」を「職員を」に改め、同条第二項中「吏員は」を「職員は」に改める。

第二十一条の表中「第五十三条第四十七項及び第四十八項」を「第五十三条第四十八項及び第四十九項」に改める。

第二十七条第一項第一号中「盲学校、聾（ろう）学校、養護学校及び」を削る。

様式第一号及び様式第二号中「事務吏員」を「職員」に改める。

様式第二十九号その一㊦、その二㊦及びその三㊦中「おける公定歩合」を「おける日本銀行法第15条第1項第1号の規定により定められる商業手形の基準割引率」に、「当該公定歩合」を「当該商業手形の基準割引率」に、「・東北各県内の郵便局」を「・東北各県内の郵便局

・各地域振興局（北秋田地域振興局については大館事務所）」に改め、同様式その四㊦中「おける公定歩合」を「おける日本銀行法第15条第1項第1号の規定により定められる商業手形の基準割引率」に、「当該公定歩合」を「当該商業手形の基準割引率」に、「・地域振興局」を「・各地域振興局（北秋田地域振興局については大館事務所）」に改め、同様式その五㊦中「おける公定歩合」を「おける日本銀行法第15条第1項第1号の規定により定められる商業手形の基準割引率」に、「当該公定歩合」を「当該商業手形の基準割引率」に、「・東北各県内の郵便局」を「・東北各県内の郵便局

・各地域振興局（北秋田地域振興局については大館事務所）」に改め、同様式その六㊦中「又は東北各県内の郵便局」を「、東北各県内の郵便局又は各地域振興局（北秋田地域振興局については大館事務所）」に、同様式その六㊦中「おける公定歩合」を「おける日本銀行法第15条第1項第1号の規定により定められる商業手形の基準割引率」に改める。

様式第三十一号その1及び様式第三十二号中「郵便局」を削る。

様式第百五十号中

「

区分	金額又は通又
県民税に係る納税通知書	
特別徴収義務者を経由して交付した県民税に係る通知書	
退職所得の分離課税に係る所得割の更正又は決定の通知書	
県に払い込んだ徴収金の額	
市町村が還付し、又は充当した過誤納金の額	
過誤納金に加算した還付加算金の額	
納期前納付に係る報奨金の額	

「

区	交付率等	金額
納税義務者	1通につき円	円
滞納（課税年度に係る徴収金で市町村が還付した過	〃	〃
市町村が還付した過誤納金の額に加算した額	%	

を

過誤納金還付加算	金額	交付率等	金額又は人数
納期前納付に配当割額又は割額の還付又付し、又は誤納金の額に加算した額		あん分率　％	円
		7％	